

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所軽水臨界
実験装置（TCA）施設の廃止措置計画に係る行政相談

2. 日時：令和4年8月24日（水）13時35分～14時10分

3. 場所：原子力規制庁16階D会議室（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

金子安全規制調整官、立元管理官補佐、加藤上席安全審査官、

島村主任安全審査官、望月安全審査専門職、井上安全審査専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 臨界ホット試験部

臨界技術第1課 臨界技術第1課長

臨界技術第2課 臨界技術第2課長 他2名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部

施設保安管理課 施設保安管理課長 他3名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

原子力機構からの配布資料

資料：軽水臨界実験装置（TCA）施設の廃止措置計画に係る行政相談

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	すいません、原子炉規制庁の井上でございます。
0:00:06	本日はT C A施設の廃止措置計画に係る行政相談ということで
0:00:14	行政相談、
0:00:15	行っていきたいと考えております。まず、
0:00:20	資料に基づいてT C Aの皆さんからご説明いただいた後に、質疑応答と、そのような形で進めさせていただければと思います。
0:00:33	はい。
0:00:34	それではT C Aの方から、府資料の説明をお願いいたします。
0:00:42	はい。原子力機構の岡嶋ですマイク聞こえてますでしょうか。
0:00:48	はい、規制庁イノウエでございます音声良好でございます。
0:00:52	はい。では説明させていただきます。本日はですね軽水臨界実験装置T C A施設の廃止措置に係る行政相談といたしましてお時間いただいております。
0:01:05	技術研究所の施設におきましては令和3年3月11日に措置計画の認可を取得、3段階に分けて廃止措置を進めているところでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:22	現在使用済み燃料の原子力科学研究所の不正施設への引き渡し時期をですね廃止措置計画、2022年度、令和4年度までというふうにしておりますが、
0:01:36	衛生施設の工事変革の並行がありまして、使用済み棒状燃料貯蔵設備の設置工事の完了時期が令和5年度となりました。そのことからですねその燃料の引き渡し時期を、
0:01:51	それに合わせまして電話3、令和5年度に変更したいと考えております。
0:01:56	ただし使用済み燃料の搬出の時期を令和5年度に変更した場合においても、廃止措置計画の第二段階維持管理段階低角期間ですね、2023年から2025年という今設定をしておりますが、それを2024年から2025年というふうに1年単位
0:02:16	とすることで、全体としての廃止措置の終了の時期に変更はございません。また、使用済み燃料は燃料貯蔵室の現在貯蔵している年度中の
0:02:31	燃料要素格納容器貯蔵、現在貯蔵されております、
0:02:36	こちらの燃料要素格納容器の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:39	格納容器はですね燃料の引き渡しが実際に完了するまでは性能維持施設として設定いたしまして、継続して適切に維持管理を行います。ですので保全上何ら影響はないと考えております。
0:02:54	この使用済み燃料の引き渡し時期の変更に係る実際の手続きに関してですね、これらが保全上何ら影響がないということで、保全上支障がない変更該当するかと考えております。
0:03:09	ですので廃止措置計画に係る軽微な変更ですね試験の規則の16条の8に伴う抜け事業以下っていうのを相談させていただきたいと考えております。以上です。
0:03:25	はい、規制庁イノウエでございます。ご説明ありがとうございます。
0:03:29	ご説明に対しまして質問等ございますでしょうか。
0:03:39	それでは私規制庁イノウエの方からちょっと何点か、
0:03:43	質問をさせていただければと思います。
0:03:48	不定詞側の工事の工事計画の変更に伴って
0:03:53	N T C A - A と 拝 察 計 画 を、
0:03:57	変更したいと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:59	いうところかと思えますけども、7月29日付の工事計画変更届を見ますと、S T A C Y側の使用済棒状燃料貯蔵設備、
0:04:11	これが製作検査が令和5年度中というふうになっておりまして、
0:04:17	なっております。一方でT C Aの燃料の引き渡しも令和5年度中に、
0:04:22	ということになっておりまして、
0:04:25	何て言いますか。
0:04:26	実際に受入れる設備が、
0:04:31	令和5年度中工事中にもかかわらず
0:04:34	燃料引き渡すことって、これはできるのでしょうか。
0:04:44	はい。一応S T A C Yの工事系架空の変更案を見ますと、としては、年度工事の完了が令和5年度中ということで実際の燃料の引き渡しというのも、今令和5年度末の方に予定しております。
0:05:00	ですので令和5年度中に暴動燃料の設置工事が完了すればですね、令和5年度中に燃料の引き渡しも可能であると考えております。以上です。
0:05:15	はい。ありがとうございます長イノウエでございます。何とかS T A C Y側の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:20	設備ができてから T C A 側の燃料を引き渡します。それがいずれも令和 5 年度末にはできるであろうと。
0:05:31	そういったところですね。
0:05:35	原子力機構の風間です。はい、おっしゃる通りでございます。
0:05:38	はい、ありがとうございます。どうぞ、清野加藤です。今のところちょっと詳しく教わっを教えていただきたいんですけど、そうすると s t a g e 側へのお引き渡しに関わる
0:05:52	期日というかどれぐらいの日数を今予定しているのでしょうか。
0:06:03	はい。実際の作業のない日数ということでよろしいですか。はい。
0:06:10	はい。それでありましたら実際に燃料を T C A 施設から精製施設に移送するのに、実際の作業期間といたしましては、1 週間から 10 日程度の予定で、
0:06:23	予定を考えております。以上です。
0:06:25	規制庁の加藤ですありがとうございます。
0:06:32	うん。
0:06:36	はい、ありがとうございます。もう 1 点ちょっと質問させていただければと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:42	こちらも s t a g e 側の話かもしれないんですけども、現在申請をいただいております S T A C Y 側の保安規定、
0:06:52	こちらの方にですね使用済棒状燃料の受け入れはステーシ、
0:06:58	布施側で
0:07:00	あと、使用済棒状燃料を受けての核燃料施設等における新規制基準適用の考え方に示される適合確認の完了後としなければならないと。
0:07:10	そういったことが、ステージ側の方に来て、今申請いただいているものに、
0:07:16	書かれておまして、
0:07:19	こちらの S T A C Y 側の、新規制基準の適用の考え方に示されると肥後。
0:07:24	確認の完了後というのは、こちらはいつぐらいに、
0:07:29	になるのでしょうか。
0:07:44	営業課研究所の湯沢です。今の問い合わせにおきましては S T A C Y の運転再開現時点の予定では、令和 5 年度中ということになってございます。
0:07:58	はい。規制庁の井上でございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:00	であれば
0:08:02	令和5年度中にSTACYが、
0:08:05	施主側の適合確認の完了が終わってからTCAの燃料をSTACYで受けると、そういったことが可能と、そういった理解でよろしいでしょうか。
0:08:18	原子力機構の児嶋です。はい、おっしゃる通りの理解で間違いございません。
0:08:23	はい、承知いたしました。
0:08:28	行政とあんまり言わない。
0:08:31	いいよな。
0:08:37	加藤さん、どうぞ。
0:08:41	はい。
0:08:43	規制庁井上でございます。
0:08:44	それももう一度よろしいでしょうか。
0:08:49	はい。原子力機構イザワです。先ほどの発言ですけれども、私、令和5年度と申し上げましたけれどもちょっと数字を間違えまして正しくは現時点の予定では令和4年度でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:02	しかしながら前後関係は変わりませんので、削減の趣旨に変更はございません。以上です。
0:09:11	規制庁の加藤です。よろしいでしょうか先日ですねちょっと s t a g e の方、行政相談を受けていて、
0:09:21	それでロシア燃料の関係で分割申請を見直すかもっていう華 C もあって、行政相談の内容とかも踏まえても、
0:09:34	令和 4 年度に運転再開だっていうことでしょうかそれとも、今現状その運転、運転再開に対しては、計画変更っていうことはまだ明示していないので、
0:09:49	今、令和 4 年度中に再開というふうに言っている趣旨でしょうか。
0:09:56	原子力機構に対する黄砂の方のご理解で結構です。今計画を明示的に変更しているわけではございませんのでそのように申し上げます。
0:10:07	わかりました。そうしますと今示されている運転計画でいうと、令和 4 年度に再開なので、それで 2 たときにはもちろんのことながら令和 5 年度までには、
0:10:20	新規制基準の適合確認は終わっているはずだということで理解しました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:28	はい。原子力機構イザワです。おっしゃる通りです。
0:10:36	そっちのスケジュール感だけじゃなくて、その保安規定との絡みとか、
0:10:41	そう。
0:10:45	その中でも、自分が止まるんですけどっていうのだったら、
0:10:49	今のスケジュール妥当性確認
0:10:55	あ、すみません、規制庁、井上でございます。
0:10:58	すみません。T-C側の
0:11:02	燃料の引き渡し。
0:11:04	というのが
0:11:06	S T A C Y側にちょっと移動する部分ございますので、何て言いますか。
0:11:12	S T A C Y側の方の方ですね設工認の
0:11:16	とか保安規定。
0:11:19	阿藤適合性確認の完了の、こういった時期の、
0:11:24	そういった関係を
0:11:26	そういった資料いただくことってできませんでしょうか。
0:11:40	大矢です。はい。現在のよろしいでしょうか。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:46	資料に関しましてはS T A C Y側のスケジュール方を固まったら提出させていただきます。以上です。
0:11:57	はい、承知いたしました。
0:12:00	何ていうか
0:12:02	文字ではなくてですね今、T C Aの資料を2ページ目にあるような、こういった線表のような形でお示しいただければというふうに考えております。
0:12:15	城田の風間です。はい、承知いたしました。はい。すみません。お願いいたします。
0:12:23	それ、同時にどういう、
0:12:26	今、変更説明してんだから、それを固まってないから、設計を出せないっていう面より、
0:12:32	変更案の考え方に基づいて、
0:12:35	相関関係を示せて言ったら、それはあります。
0:12:43	すみません、規制庁イノウエでございます。
0:12:46	布施氏のスケジュールが固まったから、固まってから

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:51	線表の方出しますと、そういった趣旨かと思いましたがけれども、今T C A側の方、床改札計画を変更しようとしている。
0:13:03	なんか、これも元になるような工程というもの。
0:13:10	そういったものがあるので多分こういった線表になってるか、T C A側の線表になってるかと思しますので、その
0:13:18	工程の方をお示しできる、していただければなというふうにそういうふうに考えております。
0:13:26	はい、承知いたしましたそれではですね資料の2ページ目にあります変更案のエビデンスというか、そういうものの提出ということです。
0:13:36	ことを提出させていただきたいと思います。以上です。
0:13:40	はい。規制庁、井上でございます。
0:13:43	はい。お願いいたします。
0:13:47	はい、どうぞ。
0:13:50	規制庁のタツモトです。
0:13:53	第2段階の
0:13:55	13年から2025年だったものを2024年から2025年と2年から1年、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:03	3年間5回、3年から2年に変更してるんですけど、それでも2025年のおしりの年度は変わりませんとしているところで、
0:14:13	もともとどのようにして3年計画にしたものを、2年計画にしても大丈夫というところの説明。
0:14:21	もうして欲しいんですけども。
0:14:38	ブロック長の岡嶋です。5003年、冷却期間第2期から第二段階の維持管理段階を3年から2年には短縮した、圧縮できる理由といたしましては、
0:14:51	第一段階から第二段階にかけて予定しています汚染状況調査ですね、それが当初、
0:15:01	2年を予定していたんですけども、現在汚染状況調査を今順調に進んでおりまして、もうちょっと店状況調査のスケジュール、
0:15:12	業務を短縮することが可能かと進んでおります。ですので維持管理期間を2025年度までということに変更しなくても大丈夫ということでございます。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:33	規制庁勝又です。細かい話にしますが、この解体手順等の検討とか、解体作業準備の期間は、変更前の変更後も変わりはないというご説明ですか。
0:15:49	はい、原子力機構の小島です。現在の予定ではここにある変更案の線表とええよ。
0:15:58	変更する予定はございません。以上です。
0:16:05	規制庁タツモトです。衛藤先ほどのイノウエから言った工程の話等、
0:16:13	また出していただくときに、今の説明の部分も出して欲しいんですけど、衛藤、なぜその3年から2年になっても、2025年というところは変わらないのかっていうところを、
0:16:24	汚染状況調査の部分は、第一段階第二段階で第二段階の2024年、
0:16:31	2024年までに終わるんですかね。
0:16:33	その影響を受けずに第二段階は衛藤できますっていうような今ご説明いただいた内容説明で入れてもらえますか。
0:16:44	広木高野児嶋です。はい、承知いたしました。
0:16:57	はい。規制庁、井上でございます。
0:16:59	その他ございますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:01	か。
0:17:08	うちは大丈夫かな。
0:17:09	すいません。
0:17:11	市長井上でございますけど、嶋村さん望月さん、いかがでしょうか。
0:17:22	今村ですけどは大丈夫です。
0:17:25	はい、ありがとうございます。
0:17:27	モチヅキも大丈夫です。
0:17:30	原子力機構の小嶋です。よろしいでしょうか。
0:17:33	はい、どうぞ。
0:17:35	行政さんの今回の趣旨といたしましてこれらの変更に関する手続きですね、変更届け出よ良いのかそれとも変更認可申請となるのかと変更届で良いかというの相談なんですけれども、こちらの変更届でよろしいという方でよろしい
0:17:52	よろしいのでしょうか。
0:17:54	規制庁、井上でございます。こちらにつきましてはこちらの内部で検討の上ご回答させていただくと、そういったものでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:07	原子力機構の小嶋です。承知いたしました。よろしくお願いいたします す。
0:18:12	規制庁の加藤です。回答なんか今の形ですと、急いでいる感じでいつま でに欲しいとかあったら教えていただきたいと思います。
0:18:28	はい。原子力機構の小嶋です。こちらはですね今もしかりに変更届とい うふうになりましたら、法令上ですね変更の事由が発生してから 30 日 以内と、いうふうになっている。
0:18:42	おります。
0:18:44	この規定をいつに設けるかというのでいつとすべきかということ自体で 届けがいつまでに出したいというのが、今、決まってくるかと思いま す。以上です。
0:18:58	わかりましたありがとうございます。
0:19:00	この事例が発生したじゃないですか。
0:19:04	局長の小嶋ですけれども補足いたしますと、ピー・シー・エーのこの辺 こ特に急ぎということではございません。以上です。おはようございま す。
0:19:20	変更後、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:23	どういうふうに考えるかなと思うんですけど。
0:19:43	規制庁カネコです。聞こえますか。
0:19:51	規制庁カネコです聞こえますでしょうか。
0:19:59	連絡帳の方でございます。はい。音声情報です。はい。今届け出とした場合という前提でしたけど、30日以内という発言がございましたけど、
0:20:10	この変更の事実が発生した日と発生した日っていうのは、いつというふうに、JAとして考えてるんですか。
0:20:26	原子力機構の小嶋です。そちらに関しましては、今機構の整理といたしまして、江藤行政、この変更に関する手続きが、
0:20:36	変更の届け出でよいという回答をいただいてから30日以内かと思っております。以上です。
0:20:49	何でしょう。行政或いは手続きの方法は決まった人。
0:20:55	変更理由がちょっとおそらく変更の理由が発生するっていうのは、多分工事に着工できないとかね、何かの予定が変わった日なんじゃないかと思うんですけど。
0:21:06	それと、
0:21:08	行政手続きの手法が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:11	決まった日ってのは何かリンクしないように感じるんです。ですけど、 今までは、JAさんがそういうお考えで、運用されたんですか。
0:21:32	原子力機構の小嶋です。法令上ですね変更してから30日以内というこ とになっておりますので、変更できないというのが決まってから30日 以内に、
0:21:47	ということで、すみませんセットの話は、TCAの燃料、棒状燃料は発 電は4年度中にできないというのがあってから完全にしないと考えてお ります。違うか。
0:22:05	発言訂正いたします。
0:22:11	浅田。
0:22:40	原子力機構の小島です。今回の計画の変更の内容がまだ現固まってから ですねこの変更は届け出でよいかという変更が固まってから、
0:22:53	あと30日以内でその辺が変更が発生した日というふうに認識しており ます。以上です。
0:23:02	先ほど言ったように、手続きが決まった人、実際に計画を変えなければ いけなくなった事実が発生した日っていうのは違うんじゃないのってい うのが、先ほど私の質問なんですけど。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:17	回答が変わってないんで、どういう認識なんですかについてもう一度お答えいただけますか。
0:23:55	施設。
0:24:17	原子力機構の小玉です。
0:24:21	今日変更の案というものをもちしていますがあくまでこれは変更の案でございます。それでですね変更の内容が、現時点でまだ固まって、
0:24:36	おりません。そう例で、
0:24:41	変更の内容、具体的に、年2年で良いのか、変更の、すいません維持管理期間を、
0:24:51	2年に延ばすとか燃料の引き渡しCの時期を1年遅らすだけで他に変更がないとかその辺の変更の内容を、
0:25:01	固めて固まってから、
0:25:04	30日、3、3行は固まった費用30日のカウントの知見というふうを考えております。
0:25:15	もう書いてあるっけ。
0:25:16	これ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:19	よく理解して欲しいんですけど、変更の事由が発生した日っていうのは、
0:25:26	変更の事由が発生してどういうふうにしようかっていうのが決まった日ではなくてね。
0:25:33	例えば6月に着工しようと思ったんだけど、できなくなりましたってわかったらこれ30日以内に出して欲しいんです。
0:25:42	この辺り着工できないんだけど、まだ何月に着工できるかわかんないの で、
0:25:48	言いませんでしたっていうことにならないじゃないですか。今おっしゃ ってるのは、
0:25:54	計画の変更の内容が案が固まらないからといって、
0:25:58	こちらに連絡計画の変更の理由発生した事由ではないという説明になっ てるんですけど、
0:26:05	今までJAはあれですか変更の事由が発生し、明らかになっても、どう いうふうにするかっていう対応があが決まらない限り連絡してこなかっ たっていうようなんですか。
0:26:35	原子力機構、清野アイザワです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:38	先ほどのご質問に対してですけれども、前例といたしまして直近ではT - C A、
0:26:44	今後は大卒計画におきまして、同様の変更していると。
0:26:50	いうふうに聞いております。記述のカウントはですね、
0:26:55	機構としてその計画をですね、先送りするという、
0:27:01	意思をですね、決定した日、これを起点として、
0:27:10	30日以内に変更届を出しているという実績がございます。
0:27:15	イノウエです。
0:27:17	うん。だからそれは意思を決定した日ですよ。
0:27:20	で、いついつまでに先送りした日まで固まらないのではなくて、先送り するという決定がなされた日ですよ。
0:27:33	はいおっしゃる通りです。
0:27:36	うんであれば、変更の内容が固まらなくても、
0:27:43	変更が発生した起因となる日が固まるはずなので、
0:27:49	今今回は措置計画の変更をしようとしてるっていうことは、何か私らの 事情が発生して、計画を変更せざるをえないっていう事案が発生して るんですよそれは何ですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:23	原子力機構アイザワです。
0:28:26	法令によりますとその全厚の変更したときは、その変更の日から 30 日以内ということを書いてございますけれども、そういう意味ではその変更というのをまだ我々としては、していないと。
0:28:42	いうふうに考えておりますその意思決定がまだなされていないという段階かと。
0:28:47	考えております。
0:28:49	今回は、その変更した場合にですね、変更届で良いのか、或いは変更認可申請が必要な事案なのかというのをちょっと、まずはご相談をした上でですね、
0:29:01	そういったスケジュール、
0:29:04	含めて、意思決定に
0:29:07	上層部の方に諮りたいと考えております。
0:29:12	当 J A さんの理解はわかりました。変更をしなければならない事由が発生した日ではなくて、
0:29:20	組織として変更せざるをえないという意思決定がなされた日を
0:29:26	起点とするというそういう

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:30	ことで理解して欲しいですか。
0:29:36	はい。原子力機構アイザワです。そのご理解のように私ども整理をしております。はい。それでいいかどうかはあれとしてですねGへの理解のないJ A側の上の中身を理解しました。
0:29:53	ありがとうございます。
0:29:59	はい。
0:30:09	はい。規制庁、井上でございます。
0:30:13	それでは、規制庁側からは
0:30:16	コメントはコメント質問よろしいですかね。
0:30:20	今日のコメント。
0:30:21	今日のコメント、
0:30:23	はい。まとめますね。
0:30:27	ちょっと今日、
0:30:30	そう。
0:30:33	幾つかと思いますけど、
0:30:34	はい。
0:30:38	後はしてもらう。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:40	すいません。規制庁、井上でございます。すいません。今日の
0:30:45	何ていうか、コメントとか、
0:30:47	保守的についてちょっとまとめたいと思いますので、土岐古川さんの方 から、本日の指摘事項、
0:30:57	ご発言願えますでしょうか。
0:31:18	はい。原子力機構の小嶋です。それではいただいたコメントといたしま しては、この廃止措置計画の全体工程表の皆をCを行っておりますけれ ども、
0:31:30	その見直しのエビデンスといいますか、どういう理由でこういう変更 を行ったのかという説明の資料を作成することと、理解しております。
0:31:43	あと維持管理期間を3年から2年に変更しても、問題がない理由の説明 をあわせて行うということだと理解しております。以上です。
0:31:55	クリアしないですけども、
0:31:58	はい。すいません。規制庁、井上でございます。見直すと、最初、宇 井、蝦名須藤おっしゃられましたけども、線表の方でS T A C Y側の、
0:32:10	ことを書いて欲しいというところでございますけども、
0:32:18	そこを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:19	よろしいですか。
0:32:22	はい努力を求めます。はい。そのようなコメントをいただいたと理解しております。
0:32:29	はい。であれば、大丈夫ですかね。はい。
0:32:38	はい。それではその2点、よろしく願いいたします。
0:32:47	その他J AがJの皆さんの方から何か、
0:32:52	ございますでしょうか。
0:32:54	なければ、これで一旦終わりますして、
0:32:58	少し時間が経ってから、S T A C Yという流れにしたいと思えますけども、
0:33:06	はい、原子力機構の児島です。今回の今のT C Aの案件に関しまして特 にございませぬ。
0:33:14	はい。ありがとうございます。
0:33:18	大塚さんいかがでしょうか。
0:33:22	はい、大塚です。私の方からも特にございませぬ。
0:33:26	はい。ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:30	はい。それでは本日のT C Aの排出計画に係る行政相談、これにて終わりたいと思います。
0:33:38	お時間いただきありがとうございました。
0:33:42	はい、ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。